

申 請 書

熊本市長 大西 一史 様

申 請 者

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

連絡先（電話）

熊本市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

熊 本 市（ 男女共同参画センターはあもにい ）

また、「熊本市男女共同参画センターはあもにい指定管理者募集要項」中、「第 8 申請の資格」に規定する資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第 2－1 号、2－2 号）及び収支予算書（様式第 3－1 号、3－2 号、3－3 号）
- 2 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び商業・法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等）
- 3 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- 4 市税滞納有無調査承諾書（様式第 4 号）
- 5 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- 6 身分証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 7 印鑑証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 8 労働保険料納付済証明書
- 9 ISO14000等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- 10 役員等名簿及び照会承諾書（様式第 5 号）
- 11 適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第 8 号）
- 12 就業規則届の写し
- 13 36協定届の写し
- 14 その他市長が必要と認める書類

申 請 書

熊本市長 大西 一史 様

申 請 者

共同企業体の名称共同企業体

共同企業体の代表者の所在地

商号又は名称 代表者 印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称 代表者 印

共同企業体の構成員の所在地

商号又は名称 代表者 印

熊本市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

熊 本 市（ 男女共同参画センターはあもにい ）

また、「熊本市男女共同参画センターはあもにい指定管理者募集要項」中、「第 8 申請の資格」に規定する資格要件について、全て満たしていることを誓約いたします。

本申請に虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議はありません。

なお、この書類を提出した以後に、資格要件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

添付書類（※ 2 ～ 13 の書類は共同企業体の構成員毎に提出すること。）

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第 2-1 号、2-2 号）及び収支予算書（様式第 3-1 号、3-2 号、3-3 号）
- 2 当該団体の定款又は寄付行為の写し及び商業・法人登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、代表者及び組織の内容が分かるような会則等）
- 3 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- 4 市税滞納有無調査承諾書（様式第 4 号）
- 5 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納税額がないことの証明）
- 6 身分証明書（法人は、代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 7 印鑑証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者。）
- 8 労働保険料納付済証明書
- 9 ISO14000 等の資格を取得している者はそれを証するものの写し
- 10 役員等名簿及び照会承諾書（様式第 5 号）
- 11 適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書（様式第 8 号）
- 12 就業規則届の写し
- 13 36協定届の写し
- 14 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

令和 年(20 年) 月 日

熊本市（ 男女共同参画センターはあもにい ）			
団 体 名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-m a i l			

現在運営している 類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

(備考)

1. 共同企業体にあつては、構成員が運営している類似施設もあわせて記載すること。

内 容（別紙可）

団 体 名

【管理運営方針】

【申請価格】

¥ _____ 円

※1 様式第3－1号に記載する「市からの指定管理料」の指定期間中の合計額と同額となること。

※2 協定に当たっては申請価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって協定金額とするので、申請者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった協定希望金額の110分の100に相当する金額を申請価格として記載すること。

ア 施設設置の目的を達成するための方策

1. 施設設置の目的を達成するための基本的考え方
2. 年間の企画事業計画（様式2－2により別途記入）
3. 集客目標数、またその目標に対する取り組み
4. 設置目的を達成するためのモニタリングの方策

イ 利用者の平等な利用の確保のための方策

1. 平等な利用が確保されるための基本的考え方及び体制

ウ 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られるための方策

1. 効果的・効率的な管理運営のための取り組み
2. サービス向上と利用促進のための取り組み

エ 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力

1. 職員体制・職員配置計画
2. 職員の研修計画
3. 警備計画
4. 清掃計画
5. 地域への振興、活性化に対する取り組み及び他施設との連携の方策
6. 個人情報保護に関する方策

オ 市民の声が反映される管理を行うための方策

	1. 利用者ニーズの把握に対する取り組み及び苦情対応の方策 2. セールス計画 3. 広報計画 4. ホームページ活用計画										
カ	安全管理の状況 1. 業務の安全成績（申請日から過去2年間の実績状況） 2. 安全面に関する方策 <table border="1"> <tr> <th>事故発生件数</th><th>死 亡</th><th>重 傷</th><th>軽 傷</th><th>左記に対する原因と善後策</th></tr> <tr> <td>(件)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td>(人)</td><td></td></tr> </table> 3. 緊急時の対策	事故発生件数	死 亡	重 傷	軽 傷	左記に対する原因と善後策	(件)	(人)	(人)	(人)	
事故発生件数	死 亡	重 傷	軽 傷	左記に対する原因と善後策							
(件)	(人)	(人)	(人)								
キ	労働福祉の状況 1. 労働保険（労災保険、雇用保険）加入の有無										
ク	環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策、男女共同参画推進への取り組み 1. 環境保護に関する取組（ISO14000、エコアクション21、熊本市事業所グリーン宣言等の取得状況） 2. 福祉政策に関する取組 障がい者の雇用の有無（ 人雇用、雇用していない）…いずれかを記入 3. 子育て支援に関する取組（子育て支援に関する取組の内容） 4. 男女共同参画推進に関する取組（役付き女性数 人、子育て支援・家庭と仕事の両立支援に関する取組状況）										
※その他 特記すべき事項があれば記入してください。											

企画事業計画書(年度)

施 設 名 熊本市男女共同参画センターはあもにい
団 体 名

事 業 名	目的・内容等	実施時期・回数
【市指定事業】		
【自主事業】		

(備考)

1. 企画事業計画書の記載に当たっては、当該施設の設置目的を達成するため市が仕様書等で指定する事業「市指定事業」及び申請者が自主的に実施する事業「自主事業」に区分して記載すること。

事業計画に関する収支予算書（ 年度）

団体名 _____

(単位：円)

		金 額	内 訳	備 考
項 目	市からの 指定管理 料			
	利用料金			
	参加費			
	その他			
収入合計（A）				
項 目	人件費			
	管理費			
	事業費			
	事務費			
	一般管理費			
支出合計（B）				

(備考)

1. 1年間（12ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支（税抜き）を記入すること。
2. 年度毎に作成すること。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。）
3. 収入合計（A）と支出合計（B）は同額となること。

事業計画に関する収支予算書（ 年度）

団体名 _____

(単位：円)

		金 額	内 訳	備 考
項 目	市からの 指定管理 料		事業計画書【申請価格】欄に記載する金額	
	利用料金		(詳細は様式 3-3 に記載)	
	参加費		企画事業収支予算書【収入】欄に記載の参加費の合計額	
	その他		企画事業収支予算書【収入】欄に記載のその他の合計額	
収入合計 (A)				
項 目	人件費		当該施設の管理運営に携わる人員全てに係る金額の合計 (下欄の事業費や管理費に含まれる人件費についてもこの欄に記載する)	
	管理費		仕様書に記載する施設管理に係る経費(清掃、警備等)の合計額(人件費を除く)	
	事業費		企画事業収支予算書【支出】欄の合計額(人件費を除く)	
	事務費		支出項目のうち、人件費、管理費、事業費及び一般管理費 以外のものについて記載	
	一般管理費		施設の管理経費に係る直接業務費以外のもの(本社(本部)機能の維持に係る経費)	
支出合計 (B)				

(備考)

1. 1年間(12ヶ月)の収支又は開館から年度末までの収支(税抜き)を記入すること。
2. 年度毎に作成すること。(指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。)
3. 収入合計(A)と支出合計(B)は同額となること。

企画事業収支予算書（ 年度）

施設名 熊本市男女共同参画センターはあもにい
 団体名

（単位：円）

事業名	事業実施予算						
	支出		収入				
	主な経費の内訳	計	指定管理料	参加費	募集人員 (人)	その他	計
					1人当り 参加費 (円)		
【市指定事業】							
【自主事業】							
計	様式3-1の支出項目に記載する事業 費と同額						

（備考）

1. 企画事業収支予算書の記載に当たっては、当該施設の設置目的を達成するため市が仕様書等で指定する事業「市指定事業」及び申請者が自主的に実施する事業「自主事業」に区分して予算額（税抜き）を記載すること。
2. 支出欄中「主な経費の内訳」には、例えば広報宣伝費、講師謝礼、原材料費など事業実施に必要な経費内訳を記入し、その合計金額を「計」に記入すること。
3. 収入欄には事業経費の財源として「指定管理料」、「参加費」、「その他」に区分し記載すること。また、参加費を徴収する場合は、「募集人員」及び「1人当り参加費」を記入すること。

利用料金設定に係る提案書（ 年度）

施 設 名 熊本市男女共同参画センターはあもにい
団 体 名

利用料金を設定するに当たっての基本的考え方（利用者数、単価及び収入見込み含む）と
積算根拠について記載してください。

（備考）

1. 年度毎に作成すること。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば 1 枚の提出で可。）

担当課
男女共同参画課

市 税 滞 納 有 無 調 査 承 諾 書

熊本市の（熊本市男女共同参画センターはあもにいの指定管理に係る参加申請）に伴い、熊本市市税（延滞金含む）の納付状況について下記の内容を調査されることを承諾します。

令和 年（ 年） 月 日

熊 本 市 長 様

申請者 所在地又は住所

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
代表者職氏名

電話番号

納税課確認欄

- 申請者
1. 滞納なし
2. 滞納あり
- 市民税（特徴・普徴） ・ 固定資産税 ・ 法人市民税
軽自動車税 ・ 事業所税 ・ 特別土地保有税
その他（ ）
3. 滞納あり
- （分割納付約束履行中）
（滞納解消予定時期 年 月 日）

上記のとおり確認しました。

令和 年（ 年） 月 日

納 税 課 長

役員等名簿及び照会承諾書

住所

商号又は名称

代表者

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本市が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書 3 に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	フリガナ 氏 名	住所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。

様式第5号（裏）

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本市が締結する契約等からの暴力団等排除に関する合意書（以下「合意書」といいます。）に基づいて実施する暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。熊本市がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。
- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
 - （1）株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
 - （2）合名会社又は合同会社については、社員
 - （3）合資会社については、無限責任社員
 - （4）一般社団法人又は一般財団法人については、理事（代表理事を含む。）。一般財団法人については、これに加えて評議員
（※ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する「特例社団法人」又は「特例財団法人」にあっては、理事。特例財団法人が整備法第91条の規定により評議員を置いた場合は、これに加えて評議員）
 - （5）（1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - （6）法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - （7）個人については、その者
 - （8）次に該当する場合は、（1）から（7）に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - （9）当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、（1）から（8）までに掲げる者のほか、管財人
- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

様式第6号（表）

資格認定申請書（共同企業体用）

令和 年(20 年) 月 日

熊本市長 大西 一史 様

共同企業体の名称.....共同企業体

共同企業体の代表者の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

共同企業体の構成員の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

共同企業体の構成員の所在地
商号又は名称 代表者..... 実印

今般、連帯責任によって指定管理者制度に係る管理運営業務を共同で行うため、.....
.....を代表者とする.....共同企業体を結成したので、貴市の次の業
務について参加したく、共同企業体協定書を添えて参加資格の認定審査を申請します。

件 名.....
なお、この資格認定申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

また、上記業務について、次の権限を.....共同企業体代
表者.....に委任します。

- 1 指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請に関する一切の権限
- 2 指定管理者制度に係る管理運営に関する協定書に関する一切の権限
- 3 指定管理料の請求、受領に関する一切の権限
- 4 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 5 その他業務の履行に関し、諸届、諸報告の提出に関する一切の権限

様式第6号（裏）

業 態 カ ー ド											
1 共同企業体の名称		共同企業体		2 代 表 者 の 名称及び氏名							
3 共同企業体事務所の所在地		〒 電話番号 ()									
4 構成員の内容				営業種目別年間平均実績高		経営規模	技 術 職 員			営業 年 数	
							必要な 資格を 記載	そ の 他	合 計		
登 録 番 号 年 月 日	営 業 所 所 在 地	商 号 又 は 名 称 代 表 者 氏 名	出 資 割 合 (%)	営 業 種 目	金 額 (千円)	自己資本額 (千円)					
5 申請及び協定に基づく行為に使用する印鑑		備 考	1 構成員の決算期								

共同企業体協定書

- (目的)
- 第 1 条 当共同企業体は、「熊本市男女共同参画センターはあもにい（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。
- (名称)
- 第 2 条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。
- (事務所の所在地)
- 第 3 条 当企業体は、事務所を次の住所地に置く。.....
- (成立の時期及び解散の時期)
- 第 4 条 当企業体は、令和.....年（20.....年）.....月.....日に成立し当該業務の指定期間の履行後.....箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。
- (構成員の所在地及び名称)
- 第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
- 所在地
商号又は名称
代表者

.....
- 所在地
商号又は名称
代表者

.....
- 所在地
商号又は名称
代表者

.....
- (代表者の名称)
- 第 6 条 当企業体は、.....を代表者とする。
- (代表者の権限)
- 第 7 条 当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、熊本市と折衝する権限並びに指定管理者制度に係る管理運営業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。
- (構成員の出資の割合)
- 第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について熊本市と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。
-

%
-

%
-

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうゑ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請けの決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、熊本市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、熊本市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び熊本市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項まで

を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務をはたせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び熊本市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成員の加入)

第 18 条 前 2 条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散（以下「脱退等」という。）により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず残存構成員全員及び熊本市の承認を得て、新たな構成員を当該企業体に加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は、原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第 16 条第 3 項（第 16 条の 2 第 3 項及び第 17 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第 8 条の規定により従前有していた出資比率とする。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

.....外.....社は、上記のとおり.....
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年(20 年) 月 日

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者 印

所在地
商号又は名称
代表者

様式第 8 号

適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書

年 月 日

熊本市長 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

熊本市公契約条例第 8 条の規定により、次のとおり誓約いたします。なお、協定の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

労働者（パート、アルバイトを含む）を雇用していますか。	☐ はい ⇒以下の項目すべてに回答してください。
-----------------------------	--

〔労働条件〕

No	誓約事項	回答欄
1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	☐ はい
2	常時使用する労働者が 10 人以上の場合にあつては、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。	☐ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（常時使用する労働者が10人未満であるため）
3	法定労働時間（1 日につき 8 時間以内かつ 1 週につき 40 時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあつては、時間外又は休日労働に係る協定（36 協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出ている。	☐ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある協定届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（労働時間の延長又は休日労働を行わせていないため）
4	法定の年次有給休暇を付与している。	☐ はい

5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	☐ はい

〔安全衛生〕

No	誓約事項	回答欄
6	事業場ごとに次の者を選任している。 (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。）、衛生管理者及び産業医 (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者	選任している者及び該当する項目に☒し、括弧内に氏名を記入してください。 (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 ☐安全管理者 () ☐安全管理者を選任していない(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種ではないため) ☐衛生管理者 () ☐産業医 () (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 ☐安全衛生推進者 () ☐衛生推進者 () (3) 常時使用する労働者が10人未満の場合 ☐いずれも選任していない(常時使用する労働者が10人未満であるため)
7	機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。	☐ はい
8	次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。	☐ はい

	(1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。	
9	雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。	☐ はい
10	1年以内ごとに1回、定期的に心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。	☐ はい ☐ いいえ(常時使用する労働者が50人未満であるため)

〔賃金〕

No	誓約事項	回答欄
11	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っている（口座振込を含む。）。	☐ はい
12	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令に従って支払っている。	☐ はい ☐ 時間外労働、休日労働及び深夜業に従事していない（No3を「いいえ」で回答した場合）
13	地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。	☐ はい

〔下請負者等が締結する契約の適正化〕

No	誓約事項	回答欄
14	下請負者等と契約を締結している場合は、事業者は、両者が対等な立場にあることを認識し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該契約の内容を適正なものとするよう努めている。	☐ はい ☐ いいえ(下請負者等と契約を締結していないため)

【記載上の注意点】

※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。

※該当する全ての項目にチェック（☒）を入れること（該当するにも関わらず、必要な項目にチェックが入っていない場合は、いかなる場合であっても選定対象とすることはできないため注意。）。

様式第 8 号（記入方法）

適正な労働環境の確保に向けた取組に係る誓約書

年 月 日

熊本市長 様

所在地
団体名
代表者職・氏名

熊本市公契約条例第 8 条の規定により、次のとおり誓約いたします。なお、協定の履行に当たっては、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します。

労働者（パート、アルバイトを含む）を雇用していますか。	☐ はい ⇒以下の項目すべてに回答してください。
-----------------------------	--

〔労働条件〕

No	誓約事項	回答欄
1	賃金、労働時間その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。	☐ はい
2	常時使用する労働者が 10 人以上の場合にあつては、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示する等、法令に従った方法で労働者に周知している。 労働基準監督署の受付印のある先頭ページの写しのみ御提出ください。 なお、労働基準監督署の受付印がない場合は、就業規則届の写しの 1 ページ目に「本資料は労働局へ提出したものに相違ありません」と記載、捺印（代表者印）の上、御提出ください。	☐ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある就業規則届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（常時使用する労働者が 10 人未満であるため）
3	法定労働時間（1 日につき 8 時間以内かつ 1 週につき 40 時間以内）を超えて労働時間の延長又は休日労働を行わせる場合にあつては、時間外又は休日労働に係る協定（36 協定）を所轄の労働基準監督署長に届け出てい 労働基準監督署の受付印のある先頭ページの写しのみ御提出ください。 なお、労働基準監督署の受付印がない場合は、36 協定届の写しの 1 ページ目に「本資料は労働局へ提出したものに相違ありません」と記載、捺印（代表者印）の上、御提出ください。	☐ はい ⇒労働基準監督署の受付印のある協定届の写し等、届け出たことがわかる書類を添付してください。 ☐ いいえ（労働時間の延長又は休日労働を行わせていないため）
4	法定の年次有給休暇を付与している。	☐ はい

5	労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、健康管理の観点から、労働者の労働時間の状況を客観的に把握している。	☐ はい

〔安全衛生〕

No	誓約事項	回答欄
6	事業場ごとに次の者を選任している。 (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 安全管理者（労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種に限る。）、衛生管理者及び産業医 (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 安全衛生推進者又は衛生推進者	選任している者及び該当する項目に☒し、括弧内に氏名を記入してください。 (1) 常時使用する労働者が50人以上の場合 ☐安全管理者 （ ） ☐安全管理者を選任していない(労働安全衛生法施行令第3条に掲げる業種ではないため) ☐衛生管理者 （ ） ☐産業医 （ ） (2) 常時使用する労働者が10人以上50人未満の場合 ☐安全衛生推進者 （ ） ☐衛生推進者 （ ） (3) 常時使用する労働者が10人未満の場合 ☐いずれも選任していない（常時使用する労働者が10人未満であるため）
7	機械等による負傷、粉じん等に起因する疾病等の労働災害を防止する措置を講じている。	☐ はい
8	次のいずれかに該当するときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っている。	☐ はい

	(1) 雇入れをしたとき。 (2) 作業内容の変更をしたとき。	
9	雇い入れるとき及びその後1年以内ごとに1回の頻度で、労働者の健康診断を行っている。	☐ はい
10	1年以内ごとに1回、定期的に心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行っている。	☐ はい ☐ いいえ(常時使用する労働者が50人未満であるため)

〔賃金〕

No	誓約事項	回答欄
11	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っている（口座振込を含む。）。	☐ はい
12	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令に従って支払っている。	☐ はい ☐ 時間外労働、休日労働及び深夜業に従事していない（No3を「いいえ」で回答した場合）
13	地域別最低賃金額以上の賃金を支払っている。	☐ はい

下請負者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者

〔下請負者等が締結する契約の適正化〕

No	誓約事項	回答欄
14	下請負者等と契約を締結している場合は、事業者は、両者が対等な立場にあることを認識し、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）その他両者の関係を規律する法令を遵守し、当該契約の内容を適正なものとするよう努めている。	☐ はい ☐ いいえ(下請負者等と契約を締結していないため)

【記載上の注意点】

※本誓約書は、全ての事業者が提出すること。

※該当する全ての項目にチェック（☒）を入れること（該当するにも関わらず、必要な項目にチェックが入っていない場合は、いかなる場合であっても選定対象とすることはできないため注意。）。